

核兵器禁止条約に関する意見書

2021年1月22日、核兵器禁止条約が発効した。これは、核兵器を全面的に禁止した史上初の国際条約である。ヒロシマ・ナガサキから75年を経て、核兵器はついに違法化された。

核兵器禁止条約の条文に基づく取り組みが開始されている。この条約では第6条「被害者援助と環境回復」や第7条「国際的協力および援助」において、核兵器や核実験による被害者への援助や汚染地域の環境改善を義務化し、適切な支援を提供することが定められている。

日本では、被爆者が国家補償を求めて運動してきた結果、被爆者援護法制が作られた。それにより十分とはいえないが、一定の医療手当がなされている。原爆症認定訴訟や「黒い雨」訴訟、また在外被爆者問題にみられるように、被害者や被害の定義そのものがたえず争点になってきたのである。このような教訓は、核実験被害者の援助の議論が始まる今、生かされなければならない。

また、福島原発事故後の避難や除染の教訓は、核実験後の環境回復にも生かせるものである。

よって本市議会としては、政府に対して、核兵器禁止条約の締約国会議を踏まえて締約国から出される核兵器や核実験による被害者への援助や汚染地域の環境改善のために行われる活動に積極的対応することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

各宛